

ハンガリー社会主義憲法史序説（下のイ）

——1949年憲法制定の政治的背景——

浅井幸男

I

「東ヨーロッパとは《人民民主主義》をなめる国々のみを包含するのであって、いいかえれば、戦争の間はドイツの旧衛星国ないし連合側の同盟国であって、第2次大戦の結果、戦争の勝敗によって、あるいは大国間の（暫定）協定によって、あるいはかれら自身の飛躍によって、ソ連勢力圏のなかに身をおいた東ヨーロッパの国々をさしている。」

これは最近、わが国で翻訳出版された、フランソワ・フェイトの『人民民主主義の歴史』の前半「スターリン時代 1945—52年」の「初版（1952年）まえがき」で示された《東ヨーロッパ》⁽¹⁾という用語の政治的意味づけである。東ヨーロッパと呼ばれている地域には、ポーランド、チェコスロバキア、東ドイツ、ハンガリー、ユーゴスラビア、ブルガリア、そしてアルバニアの8か国が属している。これらの国々は、戦後人民民主主義体制を経て、今日社会主義体制をとり、すでに三十余年の歳月が流れた。この間、東ヨーロッパの諸国は、1948年のユーゴスラビアとソ連の決裂、1956年のポーランドとハンガリーの事件、1968年のチェコスロバキアに対するソ連の軍事介入と、幾多の危機を経験したが、一応のまとまりある「東ヨーロッパ」を形成して来た。しかし内側から見た各国の事情は「東欧」とか、「社会主義圏」と呼ばれるほど単純ではない。そういう意味において社会主義圏は、今日も依然として「岐路に立つ共産主

(2)
義」圏である。

本稿は、前稿（本論集、第10巻第3号）に引きつづき東欧圏を形成する一國、ハンガリーの戦後憲法史のうち、今日のハンガリーが採っている自由化、分権化の政策を採用するにいたった政治的背景を憲法史的観点から明らかにすることにある。とくにその視点の第1は、戦後東欧諸国の史的発展を政治的・法的観点から概観し、第2は、1949年憲法成立の政治的背景と憲法の特質を抽出して⁽³⁾みることにある。

注(1) F. フェイト、熊田亨訳『スターリン時代の東欧』〔岩波現代選書〕（岩波書店、1979年）、xxii頁。

なお「人民民主主義（又は新民主主義）」という語を、最初に用いたのは、Z. K. ブジェジンスキーによれば、チトーが1945年8月のユーゴスラビア祖国戦線大会で提起した時だと述べている（Z. K. ブジェジンスキー、山口房雄訳『ソビエト・ブロック』〔弘文堂、1964年〕26頁参照）。

(2) ウォルフガング・レオンハルト、高橋正雄・渡辺文太郎訳『岐路に立つ共産主義』（読売新聞社、1977年）参照。

(3) 本稿執筆にあたって参考にした主たる文献は、つぎのとおりである。

① 勝部元・安藤正明編『人民民主主義国家論』（三一書房、1954年）、戸沢鉄彦・高橋勇治編著『人民民主主義の研究』上・下（勁草書房、1955年・1956年）、『現代社会主義講座 第5巻（社会主義の理論と現状）』（東洋経済新報社、1956年）、岩波講座『現代3（社会主義世界の形成）』（岩波書店、1963年）、Z. K. ブジェジンスキー、山口房雄訳『ソビエト・ブロック』（弘文堂、1964年）、『講座 マルクス主義 10（社会主義）』（日本評論社、1969年）、柴田政義『人民民主主義の史的展開』上・下（大月書店、1975年）、藤田勇『社会主義における国家と民主主義』（大月書店、1975年）、木戸翁『バルカン現代史（世界現代史24）』（山川出版社、1977年）、矢田俊隆『ハンガリー・チェコスロヴァキア現代史（世界現代史26）』（山川出版社、1978年）、『マルクス主義法学講座4（国家・法の歴史理論）』（日本評論社、1978年）、鹿島正裕『ハンガリー現代史』〔亜紀・現代史叢書10〕（亜紀書房、1979年）、F. フェイト、熊田亨訳『スターリン時代の東欧』〔岩波現代選書〕（岩波書店、1979年）。

② I. Kovács, *New Elements in the Evolution of Socialist Constitution*, Budapest, 1968., Конституционное право социалистических стран, под ред. В. Ф. Котока и Н. П. Фарберова, М., 1963., И. П. Ильинский,

Конституции мира и социализма, М., 1969., А. Х. Махненко, Государственное право зарубежных социалистических стран, М., 1970., Л. Д. Воеводин, Д. Л. Златопольский, Н. Я. Куприц, Государственное право зарубежных социалистических стран, М., 1972., Государственное право зарубежных социалистических стран, под. ред. В. Е. Чиркина и Б. Н. Топорнина, М., 1976., Имре Сабо, Об особенностях развития права венгерской народной республики, «Советское государство и право», 1957 г., № 8., И. Ковач, Теоретические вопросы развития Венгерской конституции, «Советское государство и право», 1976 г., № 6.

なお、F. フェイト、Z. K. ブジェジンスキー、柴田政義、И. コバーチ、И. サボ一の各氏の著書・論文に負うところが多い。

II

(a) 東欧に人民民主主義体制が成立する過程は、必ずしも一様ではない。それは当時の各国の経済の発展水準と政治的条件（独・伊ファシズムとの関係、民族解放闘争の過程とそとの民族統一戦線の活動状況およびソ連との政治的・軍事的関係等）のちがいが複雑に絡み合っていたからである。

東欧諸国の大戦前後の経済の発展水準は、つぎの三つのグループに分けることができる。第1のグループは、西欧工業諸国に接近した工業水準を示していたチェコスロバキアと東ドイツ、第2のグループは、工業国への過程にある中進的水準にあったハンガリーとポーランド、そして第3のグループは、農業人口が圧倒的比重を占めていたルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラビアそしてアルバニアのバルカン諸国である。

このような経済の発展水準にあった各国の反ファシズム・民族解放闘争の過程は、つぎの三つのタイプに分けることができる。

第1は、ユーゴスラビアとアルバニアのタイプである。両国は、ファシスト独・伊に対する抵抗運動を共産党が指導し、ほとんど独力で自国を解放し、社会主義化の方向をもっとも早く定めた国である。

ユーゴスラビアとアルバニアを除く他の6か国は、ソ連軍の占領下に新しい政権を樹立した。そのうちポーランドとチェコスロバキアの両国は、本国のレジスタンス組織と外国にあった亡命政権（連合国側に立った）があり、それにソ連軍の存在とが複雑に絡み合っていた。ポーランドでは、46年1月によりやく土地改革と工・鉱業の国有化を実施し、47年1月の制憲議会選挙で労働者党を中心とした「民主主義ブロック」がよりやく8割の得票をえて、政権の基礎をかためた。チェコスロバキアでは、親ソ友好的な亡命ブルジョア政府（大統領ベネシュ）が、本国に帰り政権を握っていたので、共産党による政権掌握はかなり遅かった。

この2国に対してハンガリー、ルーマニア、そしてブルガリアの3国は、ともに枢軸側に立って戦争に参加した国である。したがって国の解放はソ連軍に負うところが大きであるとともに、ソ連に同調する政権が、ハンガリーでは解放区で、ルーマニアとブルガリアはクーデターによって樹立された。とくに戦時中に広範な反ファシズム民族解放運動のなかったルーマニアとハンガリーでは、国の解放後はじめて人民革命が開始された。

(b) このように東欧諸国は経済の発展と政治的諸条件に差異はあったが、おおよそ1944年後半から45年前半には、ナチスから解放され「人民民主主義権力」（統一戦線政府）を樹立した。この権力は、まずファシスト組織の解体と国家機構からのファシスト分子、反民族分子、戦争犯罪人を追放するとともに、人民の民主的権利と自由の回復の措置をとった。また経済の面では、45年から48年にかけて、一方では徹底した土地改革と重要産業の国家統制ないし国有化を実施し、他方では戦時インフレの収束と戦前水準を上回るだけの生産力の回復をめざして国民経済の復興を計る短期復興計画を採択し、それを実施した。この変革の途上で、各国では普通選挙に基づく議会の選出が行なわれた。⁽¹⁾選挙の結果は、統一戦線勢力が優勢を占めたが、戦線内には小ブルジョア政党を含んでいたこと、また統一戦線に参加していない党派があったことから、実質的には複数政党制の時期があったことを示すものである。ところがやがて来

る国際情勢の変化と国内における階級間の政治的力関係の変動は、政党の再編成という形で行なわれた。すなわち、それは国によっていくらか異なるが、ブルジョア・地主政党の政権からの排除と、共産党と社会民主党（社会党）左派グループの合同による単一労働者政党の結成であったし、同時に統一戦線の「権力をめぐる与党・野党の対抗という構造を排除する機構」⁽²⁾への転化を意味した。この現象は、端的に云えば一党独裁体制への移行であった。それが東欧諸国において完成するのは大体48年の終わり頃である。その頃各国は自国が体制変革の第2期、すなわち社会・経済構造全体にわたる本格的な社会主義建設に入ったことを宣言した。つづいて50年前後には、各国で社会主義工業化のための長期経済計画がスタートした。さらに50年後半にはユーゴスラビアとポーランドを除く諸国において農業の全面的集団化が進められた。そして60年代前半には、東欧各国は社会主義的な政治的、経済的、社会的体制が確立したと宣言した。

むろんこのようなプロセスに対する批判・抵抗が全くなかったわけではない。それが顕著な形であられたのが、48年のユーゴスラビアとソ連関係の決裂とユーゴスラビアにおける自主管理制度と非同盟政策の導入であったし、また56年のボズナン事件とハンガリー動乱である。これらはすべて「スターリン体制」への批判・抵抗であった。⁽³⁾東欧圏は、このような政治的混乱を経て、ようやく60年以降には「一応」の安定期を迎えた。

(c) 東欧諸国の戦後史は、ソ連を抜きに語りえないことは衆目の認めるところである。それではソ連は一体どのような役割を果たしたであろうか、またどのような影響力をもっていたであろうか。とくにコミンフォルムの結成時（1947年9月）までの役割と影響力はどうであったか。

東欧諸国の解放に果たしたソ連の役割は、それが直接であれ、またユーゴスラビアのように間接的であれ、重要な意味をもったことは否定しえない歴史的事実である。しかし解放直後の東欧諸国への影響力は必ずしも一定ではなく、また支配的であったとはいえない。当時のソ連は、自分自身が東欧諸国に積極的

に干与するほどのゆとりはなく、東欧諸国の政権が最低、第1に反ソ的でないこと、第2に民主主義的な政策を取りさえすればよいと考えていた。「終戦後のスターリンは、ソ連亡命から帰国し、抵抗のなかから樹立された連立政府に参加して、ようやくかれの命令に服従する東ヨーロッパ共産党指導者グループを媒介として影響力ないし統制力を行使しようとする最少限のプログラムをもっていたが、東ヨーロッパにおける将来のソ連政策の性格と限界について具体的なプランをもっていなかった、……。……人民民主主義体制の初期における人民戦線と議会制の時代をつうじて、スターリンが柔軟な政策をとり、かれの配下どもに穏健な姿勢をとるよう指令したのは、ソ連経済のすみやかな復興をはかるために、連合諸国の同盟者を挑発しなくなかったし、西欧との協力策⁽⁴⁾を従来どおりつづけてこれを危地におとしいたくなくなかったからである……。」

やがてソ連のこのような柔軟な態度に転機をもたらすのは、47年から48年にかけてである。この転換の背景をなしたのは、ソ連と米英両国との関係の急変である。これは「ソ連政策の急転回をうながし、コミンフォルムの創設、1948年プラハのクーデタ、東ヨーロッパ共産党の《ボリシェヴィキ》化および統合化政策をもたらし、それはさらにユーゴスラヴィアの離反という結実をつくりだす⁽⁶⁾。」

(d) 以上のような政治発展の過程は、当時の『人民民主主義』に対する評価の変遷に如実にあらわれている。47年の春頃までは、この東欧諸国に生まれた「人民民主主義」体制の概念規定は必ずしも明確ではなかったが、おおよその理解はつぎのようであった。

人民民主主義とは、ブルジョア型民主主義とも、またソビエト型民主主義とも異なった「新しいタイプ」⁽⁷⁾の民主主義であり、ソビエト制や独裁を経由せず社会主義へと進む「特殊なタイプ」の政治形態であるとされた。この概念規定は、当時の東欧諸国の共産党の指導者によってのみ主張されたのではなく、ソ連の理論家によっても主張されていたことは注目すべきである。⁽⁸⁾ところが47年3月12日のトルーマン・ドクトリンの公表にはじまるアメリカを中心とする西

側の結束の強化に関する一連の措置は、たちまちにしてソ連や東欧の側に、西側との対決姿勢を一段と高めさせる要因となった。同年5月のフランス・イタリアでの共産党の政権からの排除に対応するかのようになり、東欧各国では共産党による政敵の政権からの排除が進められ、ついで9月にはコミンフォルムの設立会議が開かれた。同会議の冒頭に行なわれたジュダーノフの報告『国際情勢について』は、実質的には当時のソ連の国際情勢認識とその対応策を述べたものである。ジュダーノフは戦後世界政治の構図を「帝国主義および反民主主義陣営」対「反帝国主義および民主主義陣営」と規定し、帝国主義陣営に民主主義陣営が対抗し、「戦争と侵略の新しい諸計画」と闘っていくために、各国共産党の連携の問題をあらためて考えることの必要性を強調した。このコミンフォルムの設立に急先鋒としての役割を演じさせられたのはユーゴスラビア共産党であったことは歴史の皮肉といえるかもしれない。ソ連は世界的戦略の見地から、このユーゴスラビア共産党を用いて、東欧諸国共産党に革命のテンポの促進を迫ったのである。ただし、この段階でも未だ「人民民主主義」の教義の転換にまで至っていなかったことは、コミンフォルム設立会議の各国共産党の報告からもうかがうことができる。⁽⁹⁾この教義の転換の直接且つ決定的な契機となったのは、48年6月のコミンフォルムによるユーゴスラビア共産党排除の決議である。この事件を境にして人民民主主義の規定の一元化が進められた。すなわち「スターリンの直接の教示にもとづき、人民民主主義もまたソビエト形態と並んでプロレタリア独裁の一形態であり、『プロレタリア独裁の機能を果す』ものである」と。⁽¹¹⁾この規定の一元化は、具体的には48年の各国共産党による社会民主党左派の吸収（実質的には社会民主党右派への圧迫、政界からの排除）であり、49年以後の長期経済計画（5または6年）にもとづく社会主義工業化の強行と権力の一元化のための肅清（チトー主義者の追放等）と政治警察による国内統治の強化という政策であった。⁽¹²⁾

(e) いかなる国家も、その国の政治的・経済的な変革のプロセスにおいて、その変革を主導し、みずからの権力を樹立した政治勢力は、その権力の正

当性あるいは合法性を承認するとともに、その変革の成果を法的に確認し、さらに変革の将来の基本的方向を示すために憲法（または基本法）を制定する。⁽¹³⁾

憲法は国の基本法であり、その理念は市民革命以後においては、いかなる社会・政治体制をとる国の憲法であっても、「市民の権利と自由の保障」にある。最初の社会主義憲法たる1918年の「ロシア社会主義連邦ソビエト憲法」も、その第1編に1918年1月の「勤労し搾取されている人民の権利の宣言」をそのまま収め、国家の基本的任務として「人間による人間の搾取をなくし、階級への分裂も国家権力もない社会主義」（9条）、「すべての勤労者の自由な社会主義社会」（10条）をきづくことにあると宣言している。ところが、この「人類普遍の原理」たる人権の保障をする国家構造の原理はどうあるべきかについては、各国の体制原理にもとづく国家権力の性格によって、またそれぞれの国の政治的・法的伝統によっても、そのあり方を異にしている。西側諸国では、フランス人権宣言16条が想定したように、国民主権のもとでの議会中心型権力分立制がもっとも良い形態として多くの国で採用されてきた。むろん、これも資本主義の発展とともに、一方においては社会主義体制の誕生、他方では反民主主義的なファシズム体制を経験して、修正され、強化されてきた。例えば各国の憲法には、今日では「社会国家」の理念にもとづく各種の現代的人権がもりこまれ、これらの人権は永久不可侵の権利であると定めている。また、このような広汎な人権を規定した憲法の最高法規性を確保するために違憲立法審査制の強化や新設（司法権に違憲立法審査権を付与したり、ドイツ・イタリアのように特別の憲法裁判所やフランスのように憲法審査会を設ける等々）を行なった。

これに対して社会主義国、とくにソ連では、18年憲法や36年憲法に集約された人民の期待と願望は、一国社会主義の建設、対独戦争という特殊な条件があったとはいえ、必ずしも、十分叶えていないのが現実である。プロレタリア独裁の下での権力統合の原則と中央集権的民主主義の組織原則、さらに強力な権力をもったソ連共産党の存在は、極端な中央集権と官僚主義化を生み、ついには「社会主義的民主主義の一種の窒息状態」⁽¹⁴⁾をもたらした。それを法理論の面

でいうならば36年から56年にわたるスターリン=ヴィシンスキー法理論の支配であり、具体的には、統制の強化、適法性の侵犯、一連の血の粛清、反ユダヤ主義としてあらわれた。

第2次大戦後の人民民主主義諸国の成立と発展は、とくにその初期は、それまでのソビエト法理論に対して新しい要素を付け加えるかに見えた。ハンガリーの法学者イムレ・サボーは、人民民主主義諸国の初期における新しい法理論形成の経験と意義をつぎのように要約している。

「(イ) ソビエト法とならんで、社会主義法の新しい人民民主主義形態が創出されたこと、すなわち実際の上で、社会主義法類型の枠内でのさまざまな形態が現われたこと。(ロ) 人民民主主義諸国の法体制形成過程で、新たに、過去からひきつがれた法の一時的利用の問題が提起されたこと。人民民主主義権力は、一時期広範に旧法規範を適用したが、この旧法規範は新しい内容で満たされ、勤労者のために用いられた。……(ハ) 社会主義陣営において、社会主義法の多様な形態、各社会主義国の法体制の相互影響……が生じたこと。」⁽¹⁵⁾

従来のソ連の法理論の再検討を迫る可能性をひそめた、このような新しい法理論も47年以後の情勢に押し流され、結局はソ連の政治・法体制への「相似」が、最も「社会主義的性格」をそなえた体制であるとの評価を下され、東欧諸国でもソ連同様それ以来長い「憲法の空洞化」の時期を迎えた。これからの脱却には多くの犠牲が伴った。その契機となったのは、53年のスターリンの死であった。むろん一人の人の死のみで問題が解決する程容易ではなかった。とくにソ連の態度を変えさせるには、56年以後に起った東欧の諸事件、すなわち56年のボズナン事件、ポーランド政変、そしてハンガリー動乱、68年のチェコスロバキア事件という全政治体制の抜本的改革を迫った出来事が必要であった。改革の具体的方向は、たとえば社会主義建設における各国の独自性=多様性の再評価であり、法理論面からいえば、今まで社会主義的所有やソビエト体制の擁護を中心とした適法性理論への批判である。適法性とは、法律の遵守と履行の原則であるが、その基礎は民主主義諸原則の保障、具体的には「市民の権利

と自由の保障」であり、それを法の全領域で尊重することである。適法性の理論を正しく把握し、それを実際の法体制の上に実現していくことは、今日の社会主義体制にとって急務の課題である。社会主義諸国での「現段階での適法性の問題は、適法性の概念・内容の問題から、その保障の問題に力点を移しつつある⁽¹⁶⁾」といえる。

(f) 東欧諸国における憲法の発展は、それぞれの国の変革のプロセスに対応している。46年のユーゴスラビアとアルバニア、47年のブルガリア、48年のルーマニアとチェコスロバキア、そして49年の東ドイツの憲法は、それぞれの国の人民民主主義革命の第1段階の憲法群として位置づけられている⁽¹⁷⁾。これらの憲法では、人民民主主義の政治形態の成立過程の特徴 ((i) 統一戦線組織と、それを母体とする臨時政府の存在、(ii) 普通選挙に基づく議会の存在、(iii) 複数政党制の存在⁽¹⁸⁾) を反映して、まず第1に国家権力の性格規定が一般民主主義的形態において与えられていること、第2に人権に関する一般民主主義的規定がおかれていること(市民的な権利と自由の保障)、第3に所有に関する規定が、それぞれの国の変革の性格を反映してブルジョア民主主義の枠を越え、社会主義への移行の契機を含んでいること、などの共通点をそなえていた⁽¹⁹⁾。しかしながら、それぞれの国に特有の政治的、経済的、社会的展開とその法的伝統の性格を反映して、その人民民主主義憲法成立史に、つぎのような特徴を見出すことができる。まず第1は、解放後比較的早い時期に憲法あるいは憲法的法律を制定したユーゴスラビア、アルバニア、ハンガリーとソ連占領下という特殊な状況の下にあった東部ドイツを除く諸国では、人民民主主義革命前の憲法が「復活」し、部分的かつ一時的に「利用」された⁽²⁰⁾。すなわちルーマニアでは1923年の王国憲法が、ブルガリアでは1879年の王国憲法(ティルノヴォ憲法)が、ポーランドでは1921年の共和国憲法が、チェコスロバキアでは1920年の共和国憲法がそれである⁽²¹⁾。第2は、ハンガリーとポーランドにおいては、人民民主主義革命の第1段階では新憲法は制定されず、暫定的性格の憲法的法律が施行された。ハンガリーの「国家体制法」(1946年)、ポーランドの「最高諸機関の構

造および権限に関する法律」（通称「小憲法」と呼ばれている）と「市民の権利と自由に関する宣言」（1947年）がそれである。両国において正式に憲法が制定されるのは、変革の第2段階においてであり、ハンガリーは49年、ポーランドはずっと遅れて52年である。第3の特徴は48年のチェコスロバキアと49年の東ドイツ憲法についてである。両国は第1次大戦後にブルジョア民主主義憲法（チェコスロバキアは1918年の民主主義革命と20年の共和国憲法⁽²²⁾、ドイツは19年制定のワイマール憲法とその体制）をもったという法的伝統を反映して、他の諸国の憲法とくらべて、独特の構成と内容をもっていた⁽²³⁾。このように「実際の制度の点では、当時の東ヨーロッパの憲法体制はかなり多種多様だった⁽²⁴⁾」ということができる。

革命は47、8年には第2段階へと移行するが、そのもとでの体制の特徴は、第1段階で多様性・独自性をもった人民民主主義体制のソビエト型への接近が顕著になったことである。この時期に制定または改正された各国の憲法の特徴はつぎの三つにまとめることができる。まず第1に権力の階級的な性格を明確・具体的に規定し（「労働者と勤労農民の国家」であり、「……すべての権力は勤労人民に属する」）、国家装置にみられた各国の伝統的形態が消失してソ連型への統一化が進んだこと、第2に人権保障条項（とくに市民的な権利と自由）の階級的・体制的性格が明示され、実質的には、その実効性の保障は期待できなくなったこと、第3として共産党（あるいは労働者党）に国家および社会の諸組織の中で「前衛」としての主導的地位を与え、それを憲法の条文の上で謳ったこと、などである。49年のハンガリー憲法はこの期の最初に制定された憲法であり、つづいて50年のアルバニア改正憲法、52年のポーランド新憲法とルーマニア改正憲法⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾がある。この期の憲法のもう一つの特徴としてあげなければならぬのはユーゴスラビアの憲法の発展である。48年コミンフォルムから追放されたユーゴスラビアは他の東欧諸国とは逆に50年頃から体制の中からスターリン体制の色彩をとり除いた民族色豊かな独自の体制——生産手段の社会的所有にもとづく労働者自主管理制度の導入と非同盟外交政策——を作り、それを憲

法上明確にした。それが53年の基本法である。

ユーゴスラビアを除く他の東欧諸国の憲法の発展は、1956年の一連の事件を境に動揺しはじめた。スターリン体制のもとで歪められた憲法体制、すなわち人権規定（とくに市民的な自由や政治的諸権利、そして人身の自由）の無視や国家の最高権力機関たる議会の機能の低下等々、に対する反省はやがて社会主義体制をとりながら、より民主的で、かつ各国の条件に合った体制の模索となって現われた。1960年以降の各国における憲法の改正や新憲法の制定の作業はその一定の成果を示している。むろんこの作業の基礎となったのは各国の様々の形式と内容そして速度をもった「経済改革」の実施であり、それによって裏打されたものであることは事実である。この改革は挫折（たとえば68年のチェコスロバキア）やジグザグのコースはたどったが、各国の条件に合わせつつ現在も積み重ねられている。

60年以降の東欧諸国の憲法の特徴を概括してみると、第1に、その形式においては条文の数は多くしかも詳細を極め、それに綱領規定（将来の方向づけ）が含まれていること。また、人権規定の章が、前文と国家の政治・経済の基本原則の章の後に置かれ、国家の中心的関心が人権の保障にあることを示している（ただし改正憲法であるハンガリーとポーランドの憲法は依然として人権に関する章の位置は国家組織に関する章の後におかれている）。第2に、このような人権規定には、従来の権利・自由に加えて、新たに生命・健康に関する権利、医療に関する権利、環境や自然の保護に関する権利、住宅に関する権利、プライバシーの保護、さらに国家や社会の仕事に積極的に「参加する権利」が設けられ、市民の権利や自由の拡大を志向している。第3に、代議制民主主義と直接民主主義を拡大・強化する規定を設け、その帰結として最高権力機関たる議会の機能の向上と議会以外の国家機関の活動に対するコントロールの強化が進められたことである。最後に社会主義適法性の維持と強化のための機関として憲法裁判所（ユーゴスラビアとチェコスロバキア⁽²⁷⁾）、憲法委員会（ルーマニア）、最高監察院（ポーランド）を設けたことである。なお60年以降の東欧諸国

の憲法の詳細な評価は、次稿（下のロ）にゆずることにしたい。

注(1) 解放後の最初の選挙は、ユーゴスラビア・ブルガリア・ハンガリーでは1945年11月に、アルバニアでは同年12月に、チェコスロバキアでは翌46年5月に、ルーマニアでは同年11月に、ポーランドでは47年1月に実施された。

(2) 藤田勇『社会主義における国家と民主主義』（大月書店、1975年）178頁。

(3) スターリン批判の本質は、スターリン主義的な支配様式・統治構造の解体、排除、非スターリン化にあったことは、今日常識となっている。なお、最近「スターリン主義」に関する研究が盛んであるが、その内外における研究の視角と方法についての紹介は、下斗米伸夫「スターリン主義研究の視角と方法」（『歴史学研究』第478号〔1980年3月〕）がよい。

(4) F. フェイト，熊田訳『スターリン時代の東欧』（岩波書店、1979年）xiii—xiv頁。

なお、フェイトは、1945年以降の東欧諸国に対してクレムリンが、いかなる〈指令〉を出し、その指令を、東欧各国の共産党がいかに巧妙に使い、遂には、みずからの権力をきずいたかをつぎのように述べている。少し長いが、興味ある叙述であるので、そのまま引用しておく。

「しかし、1945年以降、クレムリンの企図する大いなる《計画》はなかったにしても《指令》はたしかにあった。各国の共産党は可能なかぎり——西欧との協力関係を維持していくために——議会制度と民主主義の形態を尊重しながら国民戦線の政権に参加し、政策の実施について最大の影響力をふるわなければならないという《指令》をうけた。

これらの《指令》は全体としてよくまもられた。民主的な原則が侵犯されたとするならば当初から侵犯されたのであって、共産党はソ連占領軍をたのみとしてとくに警察、軍隊などの基幹部門をおさえ、そこからだんじて立ちのこうとはしなかった。だから民主制度のゲームは出発のときからゆがめられてしまった。東ヨーロッパ諸国の政治的雰囲気はたえず専断的な侵入によって毒され、深刻なまでに不明瞭な色合いをおびていた。……したがって1945—1947年にわたる東ヨーロッパの政治体制を、共産主義者の徒党が行使する目にみえない権力と多少とも西欧のそれに似た民主的な議会制が重なり合った二元政治の体制と特徴づけてよいであろう。しかし、人民民主主義体制をきずいた共産党の成功を、共産党による警察機関の支配、占領軍当局による直接・間接の圧力のみによって説明することはできない。いうまでもなく共産党の仕事はおおくはその政敵たちの庸庸、政治道楽、思想と展望の貧困などによって成功が容易となった。」そして、それに加えて「イニシアティブをにぎってこれをだんじて手離すまいとする共産主義者のすさまじいばかりの意欲である。かれらは非常な巧妙

き……をしめして、主要な民主主義政党のプログラムと政治・経済構想をみずからのために吸収した。……」(F. フェイト, 前掲書, 108—110頁)。

- (5) 急変とは、1946年末のギリシア内戦に始まり、トルーマン・ドクトリン、マーシャル・プラン等一連の米ソ緊張関係、冷戦政策の展開という国際環境の急変のことである。
- (6) F. フェイト, 前掲書, xiv頁。
- (7) ポーランドのゴムウカは、1946年の演説でこの新しいタイプの民主主義は、「社会主義の多くの要素とまた自由主義的ブルジョア民主主義の多くの要素を」もっており、その特徴として、① 革命の平和的な道、② 過渡期の「統治形態」としてのプロレタリア独裁の排除、③ 議会制民主主義、④ 立法と行政の分離、⑤ 複数政党制をあげ、「われわれのタイプの民主主義およびわれわれの社会制度を、われわれは『人民民主主義』と名づける」とのべている(東京大学社会科学研究所編『ヨーロッパの法体制』400頁より再引用)。
- (8) ソ連のヴァルガも、1947年の論文「新しい型の民主主義」の中で、「第2次世界大戦のもっとも重要な政治的産物の一つは、新しい型の民主主義国家の発生である。……それはブルジョアジーの独裁でもなく、またプロレタリアの独裁でもない。……かかる国家の型のために『新民主主義』、『特別の型の民主主義』、『人民民主主義』という名称が用いられている」と述べている(勝部・安藤編『人民民主主義国家論』〔三一書房, 1954年〕, 228頁より再引用)。
- (9) 日刊労働新聞社編『コミンフォルム重要文献集』(日刊労働新聞社刊, 1953年) 87—106頁参照。コミンフォルム設立総会で、ユーゴスラビアのカルデリは、「新しい民主主義といってもそれは本質的には新しい内容をもった古い議会的民主主義の形態に過ぎない……。ユーゴスラビアに関するかぎりこうした断定はもちろん現実にそぐわない。……この民主主義は実質的にはわが国の情勢とわが国における人民解放戦争発展の特殊条件に適合するソヴェト民主主義の独特の形態である」と報告している。
- (10) 前掲『コミンフォルム重要文献集』72頁以下, 111頁以下参照。
- (11) 勝部元『人民民主主義国家論の発展』(戸沢・高橋編『人民民主主義の研究』下〔勁草書房, 1956年〕 8—9頁)。
- (12) ブジェジンスキーは、コミンフォルム結成が、東欧諸国の発展に与えた意義をつぎのようにのべている。

「コミンフォルム結成は多様化段階の終りであり、共産主義諸国間の関係がまったく画一的となる時期、スターリン主義万歳の時期の始まりであって、その後のチトーとの訣別よりはるかに意味が大きい。」(Z. K. ブジェジンスキー, 山口訳『ソビエト・ブロック』〔弘文堂, 1964年〕 64—65頁)。
- (13) 「共産主義者の立場からは、憲法とは、権力を組織・制限し、特定の社会規範を表

現する複雑な法的取決めではなくて、むしろ、その時代の現実の反映であり、社会変革を推進する手段である。」（Z. K. ブジェジンスキー、前掲書、81頁）。

- (14) 藤田勇「第20回党大会と社会主義適法性路線の展開」（東京大学社会科学研究所編『現代社会主義——その多面的様相』〔東京大学出版会、1977年〕112頁）。
- (15) 畑中和夫「マルクス主義国家・法理論の現代的展開」（天野和夫他編『マルクス主義法学の成立と展開〔外国〕（マルクス主義法学講座②）』〔日本評論社、1978年〕323頁）。
- (16) 畑中、前掲論文、350頁。
- (17) Cf. I. Kovács, *New Elements in the Evolution of Socialist Constitution*, Budapest, 1968, p. 126. なお、この段階に該当するアジアの人民民主主義憲法としては、46年のベトナム、48年の北朝鮮の憲法がある。
- (18) ハンガリーの憲法学者コバーチは、人民民主主義国家の成立における共通の特徴として、第1に、歴史的発展の相対的に平和的コース、第2に、人民民主主義国家におけるプロレタリア独裁は、幅の広い、もっとも広範な階級に基礎づけられていること、第3に、より多くの人民大衆を包んだ政府機関から独立した組織形態たる人民戦線（運動）の存在、の三つをあげている（Cf. I. Kovács, *op. cit.*, p. 121）。

なお、ソビエトの A. И. ソボレフは、1956年の論文（О закономерностях перехода от капитализма в европейских странах народной демократии, «Вопросы философии», 1956 г., № 1, стр. 33-4）で「人民民主主義の特質について語る場合、われわれは社会の政治行動の組織の形態についてのちがいを常に考慮に入れる」とのべ、ソビエトとの具体的な主要な形態上の違いとして、① 人民民主主義諸国の多数党派制、② 人民戦線型の大衆の社会的・政治的組織の存在、③ 議会——秘密投票による普通・平等・直接の選挙でえられた——の存在をあげている。しかしソボレフは、①の多数党派制の意味について1954年の論文（*People's Democracy: A New Form of Political Organization of Society*, Moscow, 1954, p. 109）の中で、「人民民主主義政府は連立の性格をおびたし、またおびている。それらはいくつかの党と政治的大衆組織の代表から構成されている。しかし政府の連立の性格は労働者階級がその権力を分有していることを意味しない。労働者階級はいかなる他階級ともその権力を分有しないし、分有することもできない。それは政治的活動における独占的な支配をうちたてて行使している」とのべ、共産党（労働者党）の指導的役割とそれへの誠実さにおいてのみ、他の党派の存在の可能性が与えられているのだという。

(19) Cf. I. Kovács, *op. cit.*, p. 126-7.

(20) この「部分的かつ一時的『利用』」とは、つぎのようなことを意味した。

第1に、ブルジョア民主主義憲法は利用されたが、反動的性格の憲法は廃棄され

た。第2に、古い憲法は完全な形ではなく、人民権力の条件下で機能した。すなわち、人民民主主義法秩序に矛盾する規範は、公式に廃棄されたか、あるいは現実には適用されなかった。第3に、反革命的なブルジョア民主主義的規範は、独立して存在できなかったし、またますます法的システムの一般的性格を決定づけた新しい人民民主主義的アクトと結びつけて適用された。最後に、古い憲法の形態は、ますます新しい内容でもって満たされ、また社会主義体制の建設に奉仕した（См. Государственное право зарубежных социалистических стран, под. ред. В. Е. Чиркина и Б. Н. Топорнина, М., 1976, стр. 21）。なお См. И. П. Ильинский, Конституции мира и социализма, М., 1969, стр. 16-21。

- ②1 ルーマニア、ポーランド、チェコスロバキアの憲法は、1919年のドイツ・ワイマール憲法、1921年のユーゴスラビア憲法とともに、10月革命後の労働運動の高揚期に制定されたことから、資本主義憲法としては進歩的・民主的内容をもっていた。
- ②2 И. П. Ильинскийは「1920年のチェコスロバキア憲法はかつてのヨーロッパの資本主義国の憲法の中で最も民主的な憲法の一つであった」とのべている（См. И. П. Ильинский, Указ. соч., стр. 17）。
- ②3 東ドイツは、戦後ドイツが東西に分割され、その上占領下という特殊な地位を占めていたので、46年から47年にかけての各ラントでの憲法の制定と49年5月のドイツ民主共和国（西ドイツ）憲法の制定を待って、ようやく49年10月、みずからの憲法を制定した。
- ②4 Z. K. Бжежинский, 前掲書, 32頁。
- ②5 Cf. I. Kovács, *op. cit.*, p. 128.

それに対応するアジアの憲法としては、1954年の中国、59年のベトナムの憲法がある。なお、40年のモンゴル憲法もこの段階に相当する憲法である。

Z. K. Бжежинскийは、この期の憲法の特徴を、つぎのようにのべている。

「すべての憲法が人民民主主義国たることを宣言し、立法、行政、地方政治はソ連憲法にまったく近いものとなった。ソ連に教えられたのが憲法の長所の一つだとみなされ、親子関係にたつことは否定されなかった。あるソ連の学者〔N. P. Farberov—引用者〕は『人民民主主義国の基本的原則と制度とはすべてスターリン憲法の理解ある影響のあとを残している』といった。ハンガリーとポーランドの憲法は、成熟さを加えたスターリン主義の所産であって（1949年と52年）、条文のなかでソ連を实际上ほめるという主権国家としては珍しいことまでしている」（前掲書, 82頁）。

- ②6 コパチは、60年頃までの人民民主主義国の憲法を、構造上ソ連憲法（1936年）と比較しながら、つぎのように分類している。

① 同型の憲法——40年・モンゴル, 52年・ルーマニア, 54年・中国, 60年・モンゴル, ② ほぼ同型の憲法（ただし、経済と政治の根拠規定が別々の章となっている）

——47年・ブルガリア, 49年・ハンガリー, 52年・ポーランド, ③ 市民の権利と義務に関する章の位置を異にする憲法(大体第2章に位置している)——46, 60年・ベトナム, 48年・朝鮮とルーマニア, 60年・チェコスロバキア, ④ 全体を二つの Part に分けている憲法——46年・アルバニアとユーゴスラビア, ⑤ 構造上独特の憲法——48年・チェコスロバキア, 49年・東ドイツ。

- ②7) 拙稿「社会主義憲法と憲法的統制」(『岐阜経済大学論集』第11巻第1・2号), 野上修市「ユーゴスラビアの憲法裁判所制度(一)―(二)」(『法律論叢』第50巻第5号・6号)参照。

III

戦後の東欧史の時期区分は、今までに述べてきたところからも明らかなように、その政治的・経済的変革の過程から、一般に、44年から45年にかけての各国の解放に始まる人民民主主義の第1段階(民族的で民主的革命)から、47, 8年以後のその第2段階(社会主義革命=社会主義建設のはじまり)を経て1960年代以降の社会主義的改造の終了と発達した社会主義社会の建設の時期とされている。⁽¹⁾ 憲法の発展史の時期区分も、一般にこの区分に照応してなされている。しかし国別に、その経済的発展史とのかかわり合いでみると、このような一般的な時期区分にそのままあてはまらない。すなわち、社会主義法の発展の諸段階は、必ずしも社会主義の歴史的発展に即応するものではない。法または法イデオロギーの発展は、経済的要因に基礎をおくとはいえ、「相対的に自主的な主体的要因、とりわけ政治的要因の影響が本質的な意味をもつ、ある場合には決定的とさえいえるからである。」⁽²⁾ ことに社会主義諸国についてよく見られる憲法制度運用の特異な現象(憲法の規範性と最高法規性の軽視による権力の恣意的発動と民主主義的原則の軽視、市民の政治的・市民的自由の無視等々)は社会主義憲法史の時期区分をより困難にしている。

以上のような視点を加味して、戦後ハンガリー憲法の歴史を、その政治・経済的発展と関連づけて時期区分をしてみると、つぎのようにまとめることができる。⁽³⁾

年代	時期区分	憲法の 体制性	法の 政治性	権の 格	月 日	事 項	経 済 の 発 展 段 階					
1945	I	暫 定 憲 法 期	過渡的政権 (ブルジョア民主主義と人民民主主義の闘争期)		4・4	全土解放	社会主義改革の出発と経済復興期					
1946					11・4	総選挙(小地主党第1党となる)						
					1・31	暫定憲法制定						
1947					2・1	共和国宣言(王制廃止)						
					3・5	左翼ブロック結成						
					1・3	反政府陰謀のかどで、政治家55人逮捕						
1948					2・25	小地主党前書記長コバチ、ソ連当局により逮捕						
					8・1	第1次3か年計画開始						
					8・31	総選挙(共産党第1党となる)						
					9・2~27	コミンフォルム結成会議						
1949					6・12	社会党と共産党合同、ハンガリー勤労者党結成						
					6・28	ユーゴスラビア共産党コミンフォルム追放						
					2・1	「独立人民戦線」結成						
1950					II	憲法空洞期 (スターリン的憲法)		ラコシ独裁期 (スターリン的独裁)		2・8	ミンゼンティ枢機卿に終身刑宣告	初 社 会
										5・15	「独立人民戦線」の単一候補者名簿による総選挙	
	6・8	外相ライク逮捕										
	8・20	新憲法制定、人民共和国宣言										
	9・19	ライクらの裁判開始										
	9・22	ライク裁判の判決										
	10・15	ライクら処刑										
	12 末	国有化実施(全企業の90%に及ぶ)										
	1952	1・1	第1次5か年計画実施									
	1953	8・14	党第一書記ラコシ、首相兼任									
1956	3・5	スターリン死去										
	2・14~25	ソ連共産党20回大会、スターリン批判演説										
					4・17	コミンフォルム解散						

ハンガリー社会主義憲法史序説（下のイ）（浅井）

	法体制期	載体制期			
			6	ボズナンで反ソ暴動	主
			10	ポーランド政変 ハンガリー動乱, ソ連軍出動 カダル, 党第一書記に就任	
1958	III	カタル政権（非スターリン化の開始とハンガリー型社会主義の模案）	11・4	カダル新政権樹立	1957
			11・16	ハンガリー動乱後初の総選挙	
1961			10・17	ソ連共産党22回大会, 第2次スターリン批判演説	義
			11・20~24	ハンガリー勤労者党8回大会 社会主義の基礎建設完了宣言	
1964			10・15	フルシチョフ解任, プレジネフ, 第一書記に就任	建
1966			11・28~12・3	ハンガリー勤労者党9回大会 経済改革の検討決議	
1968			1・1	経済改革実施	設
			8・20	チェコスロバキア事件, ソ連・東欧軍 チェコ侵入	
1970			10・3	選挙法改正（複数候補制導入）	段
			11・23~28	ハンガリー勤労者党10回大会 社会主義的デモクラシーと経済改 革の推進を確認	
1971	2・10	新地方評議会法制定（自治体の自治権 拡大）	期		
	4・25	新選挙法による総選挙実施（ブタペ ストで公認候補者敗れる）			
			9・28	ミンゼンティ卿釈放・出国許可	階
			11	新刑法制定	
1972			4・19	憲法大改正	
1974	IV	新憲法期	4	新家族法制定	
1975			3	ハンガリー勤労者党11回大会	

以下、この憲法発展の時期区分にしたがって論述を進めるが、発展史のうち、とくに国の解放から49年憲法の制定に至る時期は、憲法の形式と内容およ

びその運用面に決定的な影響を与えた政治的背景が重要な意味をもっていたことから、その期の政治的發展の状況について若干多くの紙面をさきつつ、その中で戦後ハンガリー憲法の歴史の前半を概観する。

- 注(1) Z. K. ブジェジンスキー、山口訳『ソビエト・ブロック』(弘文堂、1964年)、木戸 翁『バルカン現代史(世界現代史24)』(山川出版社、1977年)、矢田俊隆『ハンガリー・チェコスロヴァキア現代史(世界現代史26)』(山川出版社、1978年)参照。
- (2) 畑中和夫「マルクス主義国家・法理論の現代的展開」(天野和夫他編『マルクス主義法学の成立と展開〔外国〕(マルクス主義法学講座②)』〔日本評論社、1978年〕315頁)。
- (3) 南塚信吾「ハンガリー歴史学の現状」(『津田塾大学紀要』第7号、1975年)、鹿島正裕『ハンガリー現代史』〔叢紀・現代史叢書10〕(叢紀書房、1979年)、シャンドル・ソカーチ「ハンガリー人民共和国の経済発展」(ローター・パール編著、諫山他訳『東欧社会主義経済史』〔ありえず書房、1979年)〕等々参照。

IV

(a) 第2次大戦前のハンガリーは、経済的には、中位の発展段階の資本主義的農業・工業国であったし、政治的には、ホルチズムという独特のファシスト支配形態をとっていた。殊にその支配形態は、1919年のソビエト共和国打倒後いち早く樹立され、労働者階級をはじめとする勤労人民の解放のためのたかひを情容赦なく抑圧し、そのことによってハンガリーの経済的・社会的発展を著しく妨げた。

ヒトラー・ドイツのオーストリア併合(1938年)を契機として、ハンガリーのホルチス政権は、一層はっきりとドイツへの傾斜を決定的にした。40年11月には、ハンガリーはファシスト枢軸陣営に正式に加盟した。しかし、ハンガリーは、独ソ戦の開始にもかかわらずドイツ軍による直接占領を受けず、むしろドイツから、原料・農産物をはじめ兵器にいたる供給および作戦基地としての地位をあたえられた。さらにヒトラーは、ホルチストの早くからの野望であ

った「大ハンガリー」の建設を、ナチスの「新秩序」建設の一環として認め⁽¹⁾た。

しかし戦局の推移は、これらの諸条件そのものに変化をもたらした。それは、44年3月19日に、ヒトラー・ドイツによるハンガリーの軍事占領の実施によって集中的にあらわれた。このナチスのハンガリー軍事占領は、ファシズムがもつ侵略的な他民族抑圧の本質とそれを許したホルチズムの反民族的・反人民の本質を一挙に白日のもとにさらけだした。

(b) ところがナチス・ドイツに政治的・経済的に従属していたハンガリーでは、大戦時の大部分を通じて、反ファシズム民族解放の性格の運動あるいは闘争をもたなかった。それは、ソ連軍による解放の接近によって、はじめて民族解放のプログラムと組織をもつことが可能⁽²⁾となった。

3月19日のナチスによるハンガリーの軍事占領は、ようやく5月末に反ファシズム民族解放運動を目的とした『ハンガリー戦線』を創設させた。これは、ハンガリーの「民主主義諸政党の同盟」であり、それを構成したのは平和党(44年9月共産党と改称)、独立小地主党の左翼、複十字同盟(正統派)、社会民主党の諸党である。10月はじめに、ソ連軍の第2ウクライナ方面軍はルーマニアからハンガリーに進攻したが、その頃連合国との休戦を意図したホルティは摂政の地位を追われ、サーラシのファシズム政権が樹立された。しかし、それでもなお「ハンガリー戦線」の諸党には、自力でハンガリーを解放することは不可能であった。したがって解放という歴史的使命の達成は、おもにソ連軍の肩にかかった。12月2日、ソ連軍占領下の南部ハンガリーのセグドで、独立小地主党、社会民主党、共産党、全国農民党、市民民主党およびいくつかの労働組合を加えて、「ハンガリー戦線」にかわる『ハンガリー民族独立戦線』の結成が宣言された。戦線は12月21日にソ連軍占領下のデブレツェンにおいて臨時国民議会を召集した。臨時国民議会は、22日、臨時に国家元首の機能をはたす政治評議会を選出した。政治評議会は、まずベラ・ミクロシ將軍を首相に任命した。そのもとに臨時国民連合政府が組織された。

臨時国民議会選挙結果（44年12月4日～20日）と政治評議会・内閣の構成

政党名	議席等 議席(%) 当 初代議員数 230人	議席(%) 全 国解放により 代議員数498人	政 治 評議会 (22人)	内 閣
共 産 党	71 (30.9)	130 (26.1)	4	3 (農務 通商 厚生)
独立小地主党	55 (23.9)	122 (24.5)	5	2 (財務 外務)
社会民主党	38 (16.5)	97 (19.5)	4	2 (法務 工業)
全国農民党	16 (7.0)	40 (8.0)	3	1 (内務)
市民民主党	12 (5.2)	21 (4.2)	2	
労働組合代表	19 (8.3)	61 (12.2)		
無 党 派	19 (8.3)	27 (5.4)	4	
ホルチスト				4 (首相 国防 宗教・教育 糧食)

(出所) 本稿 I の注(3)の参考文献によるが、主に柴田政義、矢田俊隆、鹿島正裕、F. フェイトの各氏の著書を参照した。以下、1945年と1947年の選挙結果に関する表および49年の選挙結果も同様である。

44年末からソ連軍のブタペスト包囲攻撃が開始され、45年2月13日にブタペストのドイツ軍は壊滅した。同年4月4日にはソ連軍によってハンガリー全領土が解放された。

臨時国民議会の召集と臨時国民連合政府の樹立は、実質的には、新しい人民民主主義形態による民主主義革命であり、その課題は、対独戦の完遂と国内の反ファシズム・民主化であり、とくに社会・経済面での民主主義的改革の中心的内容は民主的土地改革の実施であった。政府は、45年3月15日に、「大土地所有制度の廃止と農民への土地分割について」という土地改革令を採択し、4月から土地の収用と分配とに着手した。地主から559万0645ホリド（全国土の34.6%）の土地が没収された。そのうち325万8738ホリド（被収用地の58.2%）が64万2342人の農業労働者・作男・零細農・小農たちに分配された（1人平均

5.1ホリド弱)。この土地改革の結果は、ハンガリーにおけるもっとも反動的な大地主勢力の経済的基盤を掘りくずし、労働者階級と勤労農民とくに貧農層との同盟を強めた。

45年11月4日、戦後初の国会選挙が行なわれた。この選挙は、45年選挙法にもとづき、20歳以上の男女による普通・直接・秘密投票によって実施された。選挙の結果、独立小地主党は投票の57.1%、245議席をえた。これに対して、共産党は16.9%、70議席、社会民主党は17.4%、69議席、全国農民党は6.9%、23議席をえた。

1945年11月4日国民議会選挙結果と内閣の構成

議席等 政党名	得 票		議 席	ティルディ内閣
	数	%		
独立小地主党	2,687,701	57.1	245	10 (首相, 国防, 外務, 財務を含む)
共 産 党	797,736	16.9	70	4 (内務, 運輸を含む)
社会民主党	819,824	17.4	69	4 (法務, 通商を含む)
全国農民党	323,817	6.9	23	1 (文部)
市民民主党	76,188	1.6	2	
急 進 党	5,760	0.1		
合 計	4,711,026	100.0	409	19

当時ハンガリー共産党書記長であったマティアス・ラコシは、後にこの選挙の結果をつぎのように分析している。

「この選挙で小地主党は……、絶対多数を獲得した。……都市の小ブルジョアジーの大多数、およびほとんど例外なしにすべての反動層——ファシスト、資本家、大地主——が、同党を支持した。共産党が全国平均得票率を上廻る投票をえたのは、まず第1にブタペストにおいてであり、そこでは工業労働者の半数以上が共産党に投票した。それについて、炭坑地区では坑夫の圧倒的多数が共産党を支持し、一連の農村地方の諸県でも平均以上の投票

をえた。われわれの得票がもっともすくなかったのは西部の農村地区で、……カトリック教徒の農民は平均をいちじるしく上廻って、……小地主党に投票した。……選挙の結果を大よろこびでむかえたのは、ハンガリーの反動勢力、そしてさらにつけ加えるならば、国際反動勢力であった。⁽³⁾」

このように政府をはじめ国家機関のなかでブルジョアジーが大きな地位をしめ、またファシズムの残滓が存在するなかで、反動的ブルジョア勢力による反革命武力行使を抑制する力として作用したのは、ソ連軍の国内駐留であったことは確かであり、同時に、独立戦線を構成した諸政党の態度とその中の共産党がめぐらした術策でもあった。⁽⁴⁾ こうした中で46年1月31日に暫定憲法としての『国家体制法』が制定された。つづいて翌2月1日には王制を廃止し、共和国を宣言した。そして初代大統領にはティルディが、首相にはフェレンツ・ナジ（独立小地主党）が就任した。

『国家体制法』は、「西欧型の大統領制と議会制政府形式」⁽⁵⁾を規定した前文と全19か条からなる簡単なものであった。まず前文で共和国を宣言し、国民が国家権力の源泉であり、且つ唯一の所有者であるとのべ、ついですべての国民は、「人身の自由」を含む「人間の自然的かつ不可譲の諸権利」を有すると規定した。そして本文では立法権は普通・平等・直接および秘密の投票によって選ばれた代表者によって構成された国民議会が行使し（1条）、行政権は、議会の多数の意思を十分考慮して大統領が任命し、国民議会に対して責任を負う諸大臣を通じて大統領によって行使される（5条）。また元首は国民議会で選出された大統領が務めるが、大統領の地位は2期連続しては選出されないと規定していた。その意味においては短い条文ながら、近代市民憲法の原理を採り入れた、かなり民主主義的内容をもった憲法であったと評価することができる。

(c) このような政治情勢のなかでの経済事情は危機的な状態にあった。国家資産は戦争と独ソ両軍の略奪によってかなりの被害をうけ、農工業の生産力は低下し、それに加えて賠償の支払い、ソ連駐留軍の維持費はハンガリー経済のインフレ化、生活必需物資の不足をまねいた。

こうした経済情勢を背景にして46年3月5日、ハンガリー民族独立戦線の枠内において左翼ブロックが形成された。それは共産党の提案にもとづき、共産党・社会民主党・全国農民党・労働組合評議会によるブロックである。この左翼ブロックは、共同声明を出し、国有化綱領の実現、銀行の国家統制と土地改革の擁護、労働組合代表が参加する労働者階級統制下の国家機関の民主化、独立小地主党からの右翼分子の排除などを要求した。左翼ブロックの形成は、左翼の地位の強化および右翼の孤立化としてあらわれた。マティアス・ラコシはつぎのようにいう。

「1946年3月までは、われわれは主たる砲火を封建的大土地所有と、ファシズムの残滓とに向けており、まだ資本主義制度にたいする全般的闘争は宣言していなかった。だが、いまや転換期が到来した。——これはまだ資本主義にたいする総攻撃ではなかったが、しかしわれわれは、資本家たちのとくに重要な前衛を占領したので、それ以後のわれわれのプロレタリアート独裁への前進は容易となり、促進された。成功におわった1946年の3月反攻にひきつづいて、小地主党の反動的諸分子を暴露し、遠ざけ、孤立させる活動がたえまなくおしすすめられた。⁽⁶⁾」

当時の政府の重要な仕事は、何よりもまず経済の安定化に力を注ぐことであった。政府は8月1日に通貨改革を実施し、一応インフレを終息させることに成功した。つづいて11月22日には、基幹産業のうち14の大企業の国家管理への移行令を採択し、12月から実施した。これは形式上は国家管理の樹立であったが、実質上は国有化と同じものであった。こうして、インフレの終息と経済の安定、財政の安定、人民民主主義国家による経済管制高地の主要部分の掌握、またブルジョア勢力の反革命攻撃にたいする人民の反撃への移行とブルジョア勢力の政治的孤立化などの経済的および政治的諸条件のもとで、共産党は、46年末、経済復興・発展3か年計画案を作成し、その実施を提案した。

共産党は同年9月、第3回大会を開いた。大会はマティアス・ラコシを書記長に選り、政治局員9名のうち国内レジスタンス派は3名（ライク、カダル、

アプロー)となり、他のラコシを含む6名はモスクワ派が占めた。これはソ連によるイデオロギー的引締めを示す出来事であって、この頃から徐々にソ連の影響力が露骨になって来た。内務省を握っていた共産党の秘密警察活動も活発化して来たのもこの頃である。47年2月には独立小地主党の書記長ベラ・コバーチがソ連軍によって逮捕され、つづいて小地主党の党幹部・議員の除名や離党が相ついだ。そして5月には首相フェレンツ・ナジは辞任し、国防相のディニューシュがかわって首相に就任した。このような事件の背景には3月のトルーマン宣言、6月のマーシャル・プランの実施という国際的な環境の変化もあった。

(d) 8月31日、このディニューシュ内閣のもとで第2回の選挙が行なわれた。その結果は連立与党の中で、前回の選挙で第1党であった独立小地主党の得票率は著しく減少した。かわって共産党が第1党に進出した。このことは「国民の多くは、共・社が主導権を握った連立政党を支持したが、社会主義化に抵抗を感じる部分もおお相当の多数を占めていた」⁽⁷⁾ことを示すものであった。ハンガリーのこのような国内事情にもかかわらず、9月2日から27日にかけて開かれたコミンフォルムの設立会議は、人民民主主義諸国のソ連の世界戦略への完全な組み入れ・従属を強いたものであった。それは東欧の「ソビエト化」⁽⁸⁾を意味した。

9月23日、第2次ディニューシュ内閣は成立するが、共産党は、この頃からプロレタリア独裁の樹立と国有化の一層の強化の方策を実施することに踏切るとともに、この政策に反対する野党勢力の排除にとりかかった⁽⁹⁾。まず経済の国有化政策は強行に進められた。47年11月には銀行の国有化が実施された。これは銀行の支配下にあった多数の企業の実質的な国有化を意味した。これによって国有化部門の労働者は58%を占めた。翌48年3月には、共産党の強引とも思われる指導によって100名以上の労働者を雇用する企業が国有化された。この結果、国有化部門の労働者はさらに増え84%に達した。

これに対応する政治過程は、47年末から48年の終わりにかけて実行された。

1947年8月31日国民議会選挙結果と内閣の構成

政党名	得票		議席	第2次ディニエーシュ内閣	
	数	%			
共産党	連立与党	1,111,674	22.3	100	5（副首相,内務,運輸を含む）
独立小地主党		769,678	15.5	68	4（首相を含む）
社会民主党		743,349	14.9	67	4（副首相,通商を含む）
全国農民党		414,431	8.3	36	2（国務を含む）
民主人民党		820,447	16.5	60	
ハンガリー独立党		650,535	13.1	49	
独立ハンガリー民主党		260,412	5.2	18	
急進黨		84,164	1.7	6	
婦人キリスト教陣営		69,531	1.4	4	
市民民主党		50,291	1.0	3	
合計		4,974,512	100.0	411	15

まず47年11月、ハンガリー独立党は選挙違反を契機として、ファシスト的組織であるとの理由で解散させられた。48年初めには、社会民主党と独立小地主党・全国農民党の指導権は左派の手に渡った。ハンガリーにおける共産党の方針の一応の仕上げは6月12日の共産党と社会民主党の合併による『ハンガリー勤労者党』の結成である。⁽¹⁰⁾しかし、この合併にいたる経過、とくに社会民主党におけるそれは、「あらかじめ反対者の粛清された、党員の大多数の意思を代表しない党大会において宣言された」という事実は、⁽¹¹⁾その後の反対党派に対する政府および勤労者党の方策になって現われている。まず48年12月、ミンゼンティ枢機卿を反政府陰謀のかどで逮捕した（指導者を失った民主人民党はその結果、党の解散を余儀なくされた）。反対派を弱体化した勤労者党は、49年2月1日には民族独立戦線を再編成して、新たに『独立人民戦線』を組織し戦線内での指導権を確立し、5月15日の第3回総選挙にのぞんだ。この選挙は統一候

補者名簿方式をはじめて採用した。選挙の結果、独立人民戦線は総投票の95.6%を獲得、402の全議席を占めた（そのうち勤労者党は72%の得票で、288議席を占めた）。

このような政治的雰囲気の変化（単一党の結成とその党による政治的ヘゲモニーの確立）は、他の東欧諸国でも同じ頃に起った。それが激烈な形であらわれたのが、解放戦争以来「もっとも信仰的・熱情的にソ連に献身する党」と知られていたユーゴスラビア共産党のコミンフォルムからの追放である（6月28日）。それは同時に、各国共産党内における政治的粛清のはじまりを意味した。「ユーゴスラヴィアの出来事は、ポリシェヴィキ用語によれば、『運動の主要敵は運動の内部に存在する』ことをしめた。党の外部にあるブルジョワと農民党の反対勢力は敗れ、指導者を失い、混乱しているから、今は党の内部にひそむ反対派をさぐりだして潰滅すべき時である。このようにして党の内部に『浸透』した《チトー主義者》と反ソ連分子狩りははじまり、もしそうした人びとが存在しないならば、これをつくりだした。モスクワ亡命の間いろいろなと物事をまなんだ古い党活動家たちは、神経質になったクレムリンに対して申し開きをする最良の方法は、ソ連に《犠牲》をささげることだと知っていた。⁽¹²⁾」

ハンガリーにおけるその象徴的な出来事はライク裁判である。この裁判は、それにつづく東欧諸国の政治裁判の模範となった。ラスロ・ライクは、当時ハンガリー勤労者党内でマティアス・ラコシにつぐ実力者であり、外相であった。彼は他の数名の党最高幹部とともに6月8日逮捕された。9月22日ブタペスト人民法廷は、彼らはチトー主義者であり、アメリカ帝国主義の手先となり、チトーと共謀してハンガリーに武装反乱を起し、ハンガリーのユーゴスラビア植民地化をねらったものであるとして死刑を宣告した（10月15日処刑）。ユーゴ非難決議に端を発した政治裁判は、結局のところ「ソ連に対する他の社会主義国の全面的従属とソ連型モデルの絶対化とを確認し、また強要したものに他ならなかった。そして政治裁判はこの決議の正しさを証明するために設置された演劇の舞台であった⁽¹³⁾」ということができる。『ハンガリー人民共和国憲法』

の制定は、まさにこうした体制が確立した1949年である。

（e） ライク裁判の真のねらいは何であったのか。当時のアラピ検事総長は、ライクの《自白？》の真の意味について、つぎのように述べている。

「実際のところ、この裁判はラスロ・ライクとその共謀者に対する裁判ではなくて、被告席にいるのはチトーとその共犯者であります。……ハンガリア人民法廷はラスロ・ライクとその共謀者の一派を有罪と判決することによって同時に政治的・道義的意味においてユーゴスラヴィアの裏切り者ども、チトー、ランコヴィチ、カルデリ、ジラスの犯罪人一派を断罪することになります。本裁判の国際的重要性はまさにここにあります……。」⁽¹⁴⁾

ライク裁判は実現できなかったチトー裁判の代用物であったが、これは丁度1930年代にソ連で行なわれた粛清裁判と全く軌を一にしたものであった。ライク裁判の方式は、トロツキーを糾弾するための「モスクワ粛清裁判に用いられた演出とおなじ方式であった。」⁽¹⁵⁾

「ハンガリー人民共和国憲法」の制定の1949年の政治的背景は、まさにスターリン憲法制定の1936年の政治的背景と非常に類似していた。この「類似性」は、単にその政治的背景だけではなく、憲法の形式と内容、さらにその実践においても進行していたことに注目すべきである。サボーは、当時のハンガリーにおける法学研究の関心の方向は、まさにソ連型との相似性の発見にあったことをつぎのように述べている。

「基本的な注意がソビエト的発展との相似性の解明に払われ、この相似性の存在が、ハンガリーにおける人民民主主義発展の社会主義段階がはじまる急転の年、すなわち1947—48年以後のハンガリー国家と法の社会主義的性格の疑いない証拠であるとされたことにある。」⁽¹⁶⁾

49年憲法は、前文で異例にもソ連に対する感謝の気持をつぎのように述べている。

「偉大なるソビエト連邦の軍隊は、わが国をドイツ・ファシストのくびきから解放し、地主と大資本家の反人民的な国家権力を粉碎し、われわれの勤労

人民のまえに民主主義的発展の道をひらいてくれた。……1919年の社会主義革命の経験をもつわが国の人民は、ソビエト連邦をたよりにして、すでに社会主義の基礎の建設をはじめた。わが国は、人民民主主義の道をとって社会主義へとすすみつつある……。」(傍点は筆者)

ユーゴスラビアの憲法学者ジョルジュビッチ教授は、49年のハンガリー憲法を、「この憲法は、初期の人民民主主義憲法とくらべて、概して人民民主主義の発展の特殊性を背後におしやり、1936年のソ連憲法を機械的にコピーしたものである」と評している。同様のことをハンガリーの憲法学者コバチ教授も、「ハンガリー憲法は、初期の憲法よりもソビエト憲法に大変接近していることは疑うことはできない」と述べている。⁽¹⁷⁾

49年憲法と36年ソ連憲法を、まず全文の構成上から比較してみると、ハンガリー憲法が「前文」を置く以外は、全く同じ構成になっている。とくに人権に関する規定を国家組織に関する規定の後に置いていることは、近代憲法の体系上から、また第2次大戦後の人権に対する国際的理解からも疑問が残る。⁽¹⁸⁾

ソビエト社会主義共和国連邦憲法 (1936年)	ハンガリー人民共和国憲法 (1949年)
	(前文)
第1章 社会機構	第1章 ハンガリー人民共和国
第2章 国家機構	第2章 社会機構
第3章 ソビエト社会主義共和国連邦の 国家権力の最高諸機関	第3章 国家権力の最高諸機関
第4章 連邦構成共和国の国家権力の最 高諸機関	
第5章 ソビエト社会主義共和国連邦の 国家管理の諸機関	第4章 国家管理の最高諸機関
第6章 連邦構成共和国の国家管理の諸 機関	
第7章 自治ソビエト社会主義共和国の 国家権力の最高諸機関	
第8章 国家権力の地方機関	第5章 国家権力の地方機関

第9章 裁判所と検察庁

第6章 裁判所

第10章 市民の基本的な権利と義務

第7章 検察庁

第8章 市民の権利と義務

第11章 選挙制度

第9章 選挙制度の基本原則

第12章 国章、国旗、首都

第10章 ハンガリー人民共和国の国章、
国旗および首都

第13章 憲法改正の手続き

第11章 最終規定

また、その内容についてみると、49年憲法はソ連憲法（36年）と同じように、一応近代憲法の原理を範として、形の上では民主主義的要素をかなり盛り込んでいた。しかしその規定の文言には、例えば、国家の性格と権力の本質について「ハンガリー人民共和国は労働者と勤労農民の国家である」「ハンガリー人民共和国におけるすべての権力は勤労人民に属する」(2条——ソ連憲法1, 2条に対応する)と規定し、また暫定憲法下にあつて、民主的要素をそなえた大統領制から広範な権限をもった幹部会制への移行規定(20条——ソ連憲法49条)、さらに市民の権利と自由に関する規定等⁽¹⁹⁾にみられるようなソ連憲法との類似性を多く発見できる。

実は、この相似性・類似性は、後にハンガリー憲法体制の独自性を消失せしめ、ひいては憲法の中の近代的原理の空洞化をもたらすことになる。それは、憲法規定の形式上、内容上の相似性とか類似性のみの問題があるのではなく、加えて憲法の実践（憲法の遵守・保障）の相似性、類似性こそが問題であるからである。先の時期区分で49年から56年を「憲法の空洞期（スターリン的憲法体制期）」としたのは、その時期の統治や人権保障の実態は、まさに憲法原理の空洞化をもたらしていたからである。それはスターリン体制下のソ連経験の絶対化であり、これに反対する者は血の粛清の対象となった。ライクの友人で現在党第一書記のカダルは51年5月に逮捕され、終身刑を宣告されたが、49年から52年にかけて数万の人が逮捕され、拷問を受け、投獄され「粛清」された。これはライクの逮捕・裁判そして処刑と同様に、49年憲法も規定している

近代憲法の原理たる、政治的信条の自由と人身の自由、また公平で公開の裁判の原則の著しい侵犯であった。これは、ハンガリー憲法が権利や自由の行使に關してもうけている義務や要件によって、人権の具体的保障が実際には欠落させていたからである。すなわち権利や自由の享受の前提たる「国家と社会の利益」「勤労者の利益」を、だれが、どのような基準で認定していたかということである。その認定者は、ハンガリーではソ連と同様に、憲法上「前衛」たる地位を与えられた勤労者党である。党の政策路線や指導は絶対的な力をもっていた。そのことは人権の最後のトリデである裁判、また司法制度でも同じことであった。ハンガリー憲法は、「裁判官は独立であり」(憲法41条2項)とするが、これは権力分立にもとづくいわゆる「司法権の独立」、司法権の政治的独立を意味しない。「職業的な判事」も、「人民陪席判事」(憲法37条)も、むしろ社会主義建設を指導する勤労者党とその下にある政府の政策路線に忠実に従う使命を本来的に負っている⁽²⁰⁾のである。

この外この期の統治制度の実態は、憲法の規定とは懸け離れたものであった。例えば、司法制度について、49年法律第11号によって陪審制度が設けられ、また憲法によって裁判官の選出・リコール制が定められたが(憲法39条1項)、実際には有効な活動はしないばかりか、裁判官(裁判所)の存在を無視して、検事局があらゆるケースに介入した。また粛清は国家防衛局(政治警察)の手によって直接行なうという無法状態が続いた。また、地方評議会制度が設けられたが(憲法29条以下、1950年法律第1号)、自治権はほとんどなく、その活動は内務省によって厳しく統制されていた。このように、憲法体制運用の実態は「ハンガリーの文献も認めるように、党が国会の役割を代行し、『党組織が国家組織、とりわけ行政・司法機関を“指導”した(中略)のみならず、党機構の職員が国家組織に命令した』⁽²¹⁾のである。」

(f) 1952年8月、ラコシは首相に就任した。ラコシの政策は、ソ連の理論を根拠にしつつ、警察力を背景にして、ハンガリーの経済的・社会的発展水準を無視して進められた。ラコシ独裁体制は、53年のスターリンの死と56年のハ

ンガリー動乱までつづいた。動乱は、これまでに蓄積されたハンガリーにおける内部矛盾が、ソ連共産党20回大会を契機として爆発したものであった。しかしこれに対するソ連およびハンガリー党指導部の対応は相変わらずかつての図式の踏襲でしかなかった。それからの脱却にはなお多くの年月を要した。

- 注(1) これらのハンガリーの特殊な歴史的條件は、ヒトラー・ドイツ支配下の国々のうち、人民による反ファシズム民族解放運動のもっとも立ちおくれた国となった。
- (2) それは、当時のハンガリー資本主義の独特の歴史的條件による。柴田教授はその理由としてつぎの5点をあげている。第1に、戦争の初期、戦局はファシストに有利に展開していた。第2に、それ故にホルチストの「大ハンガリー」建設が成功するかにみえた。第3に、戦争景気によって、生産は増大し、失業は減少した。第4に、ファシスト思想の影響をうけた新しい世代が増大した。第5に、ファシスト諸団体の活動が活潑となり、その思想的・政治的影響が勤労人民のかかなりの部分の間に強まった（柴田政義『人民民主主義の史的展開』〔大月書店、1975年〕149—150頁）。
- (3) マティアス・ラコシ「わが人民民主主義の道」（勝部・安藤編『人民民主主義国家論』〔三一書房、1954年〕147頁）。
- (4) F. フェイト、熊田亨訳『スターリン時代の東欧』〔岩波現代選書〕（岩波書店、1979年）83—84頁参照。
- (5) Z. K. ブジェジンスキー、山口房雄訳『ソビエト・ブロック』（弘文堂、1964年）32頁。
- (6) マティアス・ラコシ、前掲論文、150頁。
- (7) 鹿島正裕『ハンガリー現代史』〔亜紀・現代史叢書10〕（亜紀書房、1979年）40頁。
- (8) 「スターリンにとって当面の最大関心事はアメリカの反攻（トルーマン宣言、ギリシア、トルコへの介入、マーシャル計画）に対峙して、ヨーロッパ大陸においてソ連戦略に直接のかかわり合いをもつ東ヨーロッパ諸党およびフランス、イタリア党に対してソ連の統制を強化することにあつた。」（F. フェイト、前掲書、177頁）。
- (9) 「この戦略は——ジダーノフがそのもっとも積極的な代弁者の役割を買ってでていたようだが——人民戦線の政策、社会党、非共産主義左翼、すなわちナショナル・ブルジョワジーとの協調政策との断絶をはらんでいた。」（F. フェイト、前掲書、177頁）。
- (10) 共産党と社会民主党との合併あるいは共産党による吸収は、他の東欧諸国も、ハンガリーと同じように、1948年に行なわれた。すなわち、ルーマニア・1月12日、チェコスロバキア・4月17日、ブルガリア・8月11日、ポーランド・12月15日に行なわれている。
- (11) F. フェイト、前掲書、192頁。

- (12) F. フェイト, 前掲書, 237頁。
- (13) 平泉公雄「ハンガリー人民共和国における憲法改正」(『アジア経済』 Vol. 15, No. 8, 61頁)。
- (14) F. フェイト, 前掲書, 256頁。
- (15) F. フェイト, 前掲書, 254頁。
- (16) Имре. Сабо. Об особенностях развития права венгерской народной республики, «Советское государство и право», 1957 г., № 8, стр. 47.
- (17) I. Kovács, *New Elements in the Evolution of Socialist Constitution*, Budapest, 1968, p.128.
- (18) 初期の人民民主主義憲法のうち、人権に関する規定を国家組織に関する規定の前においた憲法は、ユーゴスラビア(1946年)、アルバニア(1946年)、チェコスロバキア(1948年)そして東ドイツ(1949年)の憲法である。そのうちユーゴスラビアとアルバニアは、自国の解放を、ソ連の直接の援助なしに独自の力で行ない、戦後もっとも早く憲法を制定した国であり、また、チェコスロバキアと東ドイツは、ともに第1次大戦後近代的立憲主義制度を導入した経験をもつ国であることは注目すべきである。

(19)

項 目		国別・条文	1936年 ソ 連 憲 法	1949年 ハンガリー憲法				
平等 権	法の前の平等			} 49				
	人種的・民族的平等		123					
	男女の平等・母性の保護		122		50			
社会的 ・ 文化的 的 権 利	労働の権利		118	9, 45				
	休息の権利		119	46				
	個人的所有・私的所有権 (相続権を含む)		10	8				
	社会保障をうける権利		120	47				
	結婚と家族の保護			51				
	教育をうける権利		121	48				
	青少年の健全な発達の保障			52				
科学・芸術の発展の保障と自由			53					
参 政 権	選挙・被選挙権		134	62, 63, 64, 65				
	リコール権		142	62				
自 由	言論・出版の自由	}	} 125	} 55				
	集会・行進の自由				} (1)	} (1)		
	結社の自由・団結権						126(1)	56(1)
	良心・信仰の自由						124	54

ハンガリー社会主義憲法史序説（下のイ）（浅井）

権	人身の自由（人身の不可侵） （弁護権を含む）	127(111)	57(40)
	住居不可侵・通信の秘密	128	57
	避難権	129	58
義 務	労働の義務	12	9
	社会主義的所有の保護と強化	131	59
	憲法・法律の遵守	130	71
	社会的公務・労働規律の遂行・遵守	130	
	兵役の義務	132	60
	祖国防衛の義務	133	61

(イ) 前衛党（組織）に関する規定を含む。

(ロ) 自由の保障の前提として「勤労者の利益に適合」、「社会主義体制を堅固にする目的」、「勤労者の利益」という規定を含む。

(20) ツヴァゲルト/ケッツ，大木雅夫訳『比較法概論 原論 下』（東京大学出版会，1974年）583頁以下参照。

(21) 鹿島，前掲書，49—50頁。